

			※長尾土木事務所長 略
	略		略
9級	知事の事務 部局	審議監又 は本庁の 部長	略 ※消防学校長 ※大阪事務所長
	略		略

注 略

別表第2 公安職給料表級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略		
7級	室長	略 交通反則通告官 副校長
	略	
略		

注 略

別表第4 医療職給料表(一)級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略		
4級	略	
	本庁の次長	医療調整監
	略	

			※大阪事務所長 ※長尾土木事務所長 略
	略		略
9級	知事の事務 部局	審議監又 は本庁の 部長	略 ※消防学校長
	略		略

注 本表において指定する職務で、※印の付されている職務については、人事委員会の承認を得たものに限る。

別表第2 公安職給料表級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略		
7級	室長	略 交通反則通告官 災害対策官 副校長
	略	
略		

注 略

別表第4 医療職給料表(一)級別職務分類表（第3条関係）

職務の級	職務	
	基準となる職務	その複雑、困難及び責任の度が同程度の職務
略		
4級	略	
	本庁の次長	
	略	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。